3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

（8）社会的養護が必要な子どもへの支援
～温かく子どもを包む生活の場～

現状・課題

● 本市には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れる児童養護施設が７施設、乳児院が１施設あり、また里親等（里親及びファミリーホーム）への委託も推進しています。

児童養護施設等では、きめ細かなケアのために、地域小規模児童養護施設を増やす取り組みを進めています。こうした施設では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇の難しい子どもを受け入れる例が多く、子どもたちのための受入体制の強化に向けて、職員の資質向上や人材育成を図っていく必要があります。

方向性

● 本市では、平成29年に国が策定した「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を目指しています。「家庭養育優先原則」の徹底、つまり、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、代替養育のうち、国が「家庭における養育環境と同様の養育環境」と位置づける里親等への委託を進め、これらが適当でない場合は、地域小規模児童養護施設等の小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育が実施できるよう、必要な措置を講じていくこととします。

● 一方で、子ども一人ひとりの特性等に応じて養育していくためには、里親等や児童養護施設など多様な選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていく必要があります。そのために、児童養護施設等と里親等が車の両輪として相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市里親会」といった長年築き上げてきた本市ならではのネットワークや社会資源を効果的に連携・活用していくことが重要です。

● 今後、社会的養育のさらなる推進に向けて、子ども総合センターと関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。

また、家庭支援、里親開拓、パーマネンシー保障としての特別養子縁組、一時保護中の子どもの権利擁護の取り組み、施設等を退所した児童の自立支援にも取り組んでいきます。

なかでも、さらなる里親委託の推進のために、里親制度の普及啓発や新規の開拓、里親自身の資質の向上及び孤立防止等の里親への一貫した包括支援(フォスタリング業務)が重要であり、その実施体制を速やかに確立していけるよう取り組みます。

主な取り組み

①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

■里親、ファミリーホーム〔子ども総合センター〕

里親制度は、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものです。里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発や研修・相談・援助等の里親支援を実施しています。

児童福祉法に基づく里親には、次の４種類があります。

養育里親	研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録され、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども（要保護児童）を養育する里親をいいます。
専門里親	養育里親としての養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいいます。
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養育する養子縁組を前提とした里親をいいます。
親族里親	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となった子どもを養育する里親をいいます。

ファミリーホームとは、里親が養育者となり、養育者の住居において、５～６人の子どもを養育する制度です。家庭と同様の養育を促進するため、保護者のいない児童などに対して、基本的な生活習慣を確立するとともに、児童の自立を支援するファミリーホームを普及・促進しています。

◆里親等への委託状況　（各年度末現在）

年度	登録里親数	児童委託里親数	受託児童数
元	88世帯	42世帯	102人
2	96世帯	44世帯	106人
3	96世帯	36世帯	90人
4	115世帯	38世帯	96人
5	117世帯	40世帯	107人

◆里親・ファミリーホーム委託率

年度	委託率
元	23.0%
2	25.7%
3	22.2%
4	23.4%
5	24.8%

また、児童養護施設に入所している児童が温かい家庭生活を体験する「一日里親事業」も実施しています。

◆家庭生活体験事業（一日里親事業）の実績

年度	全児童数（各年度８月１日現在）	体験延べ児童数	受託里親世帯
元	321人	290人	217世帯
2	310人	167人	117世帯
3	302人	160人	113世帯
4	293人	235人	183世帯
5	297人	410人	288世帯

注：全児童数は８月１日現在の児童養護施設入所者数
注：体験児童数及び受託里親世帯は延べ数

②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

■児童養護施設・乳児院〔子育て支援課〕

保護者がいなかったり、保護者に監護させることが不適当であるなど、家庭環境に恵まれない子どもなどを養育する施設です。

■地域小規模児童養護施設〔子育て支援課〕

児童養護施設では、地域で近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育する地域小規模児童養護施設（定員４～６名）の設置を進めています。

■児童自立生活援助ホーム〔子育て支援課〕

義務教育を修了した20歳未満の児童で、児童相談所長が必要と認めた者の自立のための援助および生活指導を行っています。

③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた冊子を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を行っています。

◆北九州市の施設種別要保護児童数

	種別	施設数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	７か所	352人	309人
	乳児院	１か所	33人	27人
	里親	117世帯	－	66人
	ファミリーホーム	9か所	54人	44人
市外	児童養護施設	随時	随時	5人
	乳児院	随時	随時	1人
	児童心理治療施設	随時	随時	7人
	児童自立支援施設	随時	随時	4人

注：令和６年３月１日現在
注：里親の「施設数」欄は登録世帯数
注：他の児童相談所が措置した児童は除く

◆一時保護の実施状況（年度内退所分）

年度	保護実人員	延保護日数	一日平均保護人数	一日あたり平均保護日数
元	437人	9,191日	25.2人	21.0日
2	400人	6,246日	17.1人	15.6日
3	354人	5,550日	15.2人	15.7日
4	359人	6,223日	17.0人	17.3日
5	389人	7,433日	20.4人	19.1日

・保護実人員とは、当該年度内に退所した児童数
・延保護日数とは、当該年度内に退所した児童の滞在延日数
・一日平均保護人数とは、延保護日数／365
・一人当たり平均保護日数とは、延保護日数／保護実人数